

**【感染症情報】** フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について（その 77：修正を加えた一般的なコミュニティ隔離措置に伴うオムニバス・ガイドラインの変更）

**【ポイント】**

●2月11日、フィリピン政府は、フィリピンにおける修正を加えた一般的なコミュニティ隔離措置に伴うオムニバス・ガイドラインを発表しました。

**【本文】**

1 2月11日、フィリピン政府は、修正を加えた一般的なコミュニティ隔離措置に伴うオムニバス・ガイドラインを発表しました。

詳細につきましては、以下の『2021年2月11日改訂「修正を加えた一般的なコミュニティ隔離措置に伴うオムニバス・ガイドライン」』を確認ください。

○大統領府及び新興感染症に関する省庁間タスクフォース（IATF）

・（2021年2月11日改訂「修正を加えた一般的なコミュニティ隔離措置に伴うオムニバス・ガイドライン」）

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/02feb/20210211-OMNIBUS-RRD.pdf>

・（IATF 決議第 99 号（娯楽活動、地域集会、事業／産業の解除・緩和について）

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/02feb/20210211-IATF-99-RRD.pdf>

2 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制（検査・検疫措置を含む。）等に関する最新情報に引き続き注意してください。

+++++

**【以下、新型コロナウイルス関連情報】**

●当館ホームページ（フィリピン国政府の発表・関連情報等（フィリピンへの入国を予定の方へ））：[https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00309.html](https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00309.html)

（問い合わせ窓口）

○在フィリピン日本国大使館

住所：2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila

電話：（市外局番 02）8551-5710

（邦人援護ホットライン）（市外局番 02）8551-5786

FAX：（市外局番 02）8551-5785

ホームページ：[http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

○在セブ日本国総領事館

住所：7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park, Cebu City

電話：（市外局番 032） 231-7321

FAX：（市外局番 032） 231-6843

ホームページ：[https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

○在ダバオ日本国総領事館

住所：4th Floor, B.I. Zone Building, J.P. Laurel Avenue, Bajada, Davao City 8000

電話：（市外局番 082） 221-3100

FAX：（市外局番 082） 221-2176

ホームページ：[https://www.davao.ph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.davao.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)